

第14回 浜松市市民協働推進条例検討会議 会議録

日時：平成15年2月7日（金） 午後1時30分～3時30分

場所：浜松市役所本館4階 部長会議室

出席者：伊藤裕夫委員長，山中恵美子副委員長，石田美枝子委員，鷲巣弘子委員，鈴木佳子委員，長澤弘子委員，

欠席者：青山行彦委員，北野佳世子委員，佐藤邦子委員，中野勘次郎委員

傍聴者：なし

報道関係：なし

事務局：鈴木企画部次長兼行政経営課長，杉山企画部副参事，渡瀬市民協働グループ長，小杉，幸田

会議次第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) (仮称) 浜松市市民協働推進条例の検討について
 - ・ 条例案の逐条解説について
 - ・ 基金等の個別事項について
- 3 その他
- 4 閉会

会議の概要

- 1 事務局側で作成した逐条解説（案）について検討した。
- 2 基金からの助成制度及び委託業務に係る市民活動団体の登録についての要綱（案）を示し，ポイントについて検討した。

配布資料

- 資料1：浜松市市民協働推進条例(案)
 - 資料2：浜松市市民協働推進条例の逐条解説(案)
 - 資料3：浜松市市民活動団体助成要綱(案)
 - 資料4：委託業務に係る市民活動団体の登録に関する要綱(案)
-

1 開会

伊藤委員長

市民協働推進条例検討会議を開催します。今日は事務局の方で、条例の逐条解説案を作ってきてもらっています。報告書のコアになる部分になると思いますので、それぞれ忌憚のない意見を述べていただきたいと思います。それから、条例が2月議会に上程される中で、前回は検討してきました、特に基金と参入機会に関する要綱(案)が固まりつつあります。これについてもまだ十分に議論されてないところもありますので、意見交換をさせていただければと思っています。

逐条解説(案)をベースに話を進めさせていただきたいと思います。今日、全部できるかどうかわかりませんが、前半の目的、定義、基本理念、市の責務、それから8条の基本施策あたりぐらいまでは、きちんと議論しておいて、後半の方の具体的な施策、そして9、10、11条関係については、今日は一部議論をして、次回に再度検討をするという形で進めさせていただければと思います。

事務局の方で、特に重要な問題は読み上げる形でご説明いただきたいと思います。

2 議事

(1) 条例案の逐条解説について

渡瀬市民協働グループ長

それでは皆さんよろしくお願い致します。まず、この逐条解説ですが、各条毎に、趣旨と解説というスタイルで通しております。趣旨で、何故この条文が出てきたのかというところを一言で触れていき、そして具体的に解説という形になります。解説は条文そのものを、もう少し付け加えて説明するという形になりますが、例えば目的のところでは、「市民」「市」というような、全体にふれるような部分の定義的も、併せて出てきたりするというケースもあります。

目的と定義について説明

伊藤委員長

以上、目的と定義のところですが、特に目的のところでは、定義に入らなかった「市」及び「市民」についての定義に近い解説を書いてもらっています。まず目的のところでは、こういった点が抜けているのではと感じたことなどがございましたらお願いしたいと思います。

この間の検討会議の時に、結果として、地域の公益増収を図っていくというところに大きな焦点があって、そして、豊かで活力ある市民主体の地域社会をつくるというところに力点を置かれて議論されていた経緯があったと思います。従って、その辺についての解説がもう少しあった方がいいのかなというのが、私自身の個人的な感想ですが、どうでしょうか。

今まで、非常に時間をかけて議論をしてきたところですので、自分達の思いがどれほど反映されているかというところを考慮しつつ、しかし、あまり思いばかりに走って解説してしまうのはおかしくなりますが、全然生かされていないのも、寂しい感じがすると思います。忌憚のないご意見をお願いしたいと思います。

長澤弘子委員

この逐条解説全般に渡って言えると思いますが、あまり解説になっていないのではないかという印象を受けます。「こういう意味ですよ」ということについて、全く条文と同じようなことが書かれているだけで、これを解説と言えるのかなと思います。言葉の使い方も硬いですし、これだと本当に市民が条例をよく理解する為の解説ということがわかりにくいなという感想を持ちました。

伊藤委員長

解説をどのように捉えるかという問題もあるかもしれませんが、特に目的のところに関しては、例えば、今回は前文を外しているわけですが、前文等に書きたかったことも目的に関わりがあるところだと思います。そういう意味で、目的のところの解説が、最初「市民」と「市」だけだと非常に冷たい感じがしてしまいます。目的に関して言うと、もう少し、前文で省いた部分辺りを多少市民に伝えていくということが必要かなという意味では、長澤委員の意見に半分以上賛成です。

山中副委員長

逐条解説とは、私も、「どうして条例をつくるのか。どうして前文をやめたのか。」ということをはやく書くのかなと思っていたのです。先ほど言ったように前文のところは、例えば、行政では対応しきれなくなったから、条例をつくるようになりました、というようなこともあればいいかなと思っていました。

伊藤委員長

目的の解説のところに、もう少しそういった要素を入れることも可能だと思います。知らない人がパッと見た時に、この条例は、どのような市の姿勢の中で生まれてきたのか、どのような地域社会が生まれようとしているのかということが、少し最初に書かれていると親しみが沸くのかなと感じがしています。そういう意味で、この最初や目的のところは重要性が高いと思います。

ただ、逐条解釈に関して言うと、ある面では、どうしても条例からあまりに脱線してしまうのはおかしなものになってしまいます。具体的な例として、この検討会議の議論でこういったケースがあったというようなことがあります。そういう意味では、先ほどの定義の「川をきれいにする」というところで、例の出し方についても具体的にこれでいいかということも含めて考えていく必要があると思います。特に最初の方で、条例の位置付けみたいなものが、どこまで含まれているかということとは比較的重要になるのかなと思います。

鈴木委員

委員長や長澤委員がおっしゃる通り、私も目的のところの解説に、どうして「市民」と「市」がとりあげられているのかというのが、ちょっとわかりません。「市民」とはどういうものか、「市」はどういうものかというのは必要ですが、この場所ではないと思います。やはり目的の解説は、例えば、前文にたくさん書かれたようなものではないかと私も思います。

なぜ、ここで「市民」と「市」だけが挙がってきたのか不思議に思っております。

長澤委員

この解説は、「ここはこういう意味です」や「ここはこういうものです」という点では、十分解説になっていると思います。しかし、どうしてこういうことになったのか、これを設けることはこういう意味がある、こういう思いが反映してこのようになっている、というようなものなどが、逐条解説だと思っていたものですから、これは逐条解説にはなっていないのではないかと思います。全部を通して、こういうようなスタンスで書かれていないものですから、不満に思ったのかもしれません。

伊藤委員長

一度整理をしたいと思います。最初の解説のところでは、指針にも

ありましたように、市民協働の生まれてくる背景等について、指針の文章を多少引用してもいいし、もう少し指針と条例の違いなども含めてもう少し付け加えて、その辺を強化していくということです。

目的では、「市民」、「市」だけでなく、むしろ、この委員会で前文の議論をした内容のようなものを述べていく必要があります。特に解説には2つ目的があって、1つはここで使われている用語等の解説です。これも必要だと思います。しかし、もう1つそれが出てきた背景というものもあるのではないかと思います。目的に関して言えば、むしろ解説に入っていくのは背景であり、特に市民の主体性や地域の公益性を高めていくのは、決して市だけの役割ではなく、市民、あるいは事業者等も非常に関わっています。そして、市民と事業者、市民活動団体が公益の増進に寄与することによって、皆の浜松市ができるということが議論されてまいりましたので、そういったことがもう少し書かれていた方がいいと思います。

たぶん「市民」や「市」の解説については、2番の定義のところ、今回はこの4つを定義したが、その他として補っていくような使い方になっていくのかなと思います。どうでしょうか。

鈴木委員

私は、これは目的のところの解説にそぐわないと思います。

山中副委員長

目的のところに、基本指針だけでなく、どうして条例を制定することになったのかということと、それを活用して、今後住みよい町したいということもいれて欲しいなと思います。ただつくって、終わりますでは良くないから、この目的の解説のところにはそういうことも入れて欲しいと思います。

つくっただけでなく、それを活用していくというところまで入れて欲しいと思います。

伊藤委員長

たぶん基本指針と条例との一番大きな違いというのは、条例の方は、市の責務だけでなく、市民、市民活動団体、事業者の役割を述べているわけです。逆に言うと、ある面、市民活動団体に対しても、こうしましようと呼びかけているわけですから、行政と対等な形で、条例をもとに発案していったり、問題を提起していったりしていくということが行われていくことを前提にしているわけです。この対等性の問題

は、3条の基本理念にも書いています。何故これが指針ではなく、条例かという時に、議会によって認められた地方自治体の最も強い法律であるということが第1ですが、2番目にどうしても、基本指針やガイドラインというのは行政内部において行政の人たちがそれに則して行政活動を行っていくということがメインですけど、条例は、市民が行わなければいけないということも当然あるので、本当に共有していくものだとすることを解説の最初のところに入れる必要があるのかなという気がします。

そういう意味で、この検討会議の最初の、何故条例なのかという時に議論されたことをもう一度思い起こして強化していくことが必要かもしれませんね。

それから、提案は、「こう直そうよ」という具体的なものがあれば、事務方の方も助かるのではないかと思いますので、よろしく願い致します。

杉山企画部副参事

いろいろありがとうございます。私達も逐条解説を書くにあたって、どういう切り口でどのように表現していったらいいか、迷っている部分も多少現時点であるものですから、非常に抽象的になったり、解説であって解説でないと言う部分が出てきていると思います。文章そのものもまだ練れていないと思っていますので、できれば、今、委員長さんがおっしゃったように、できるだけ具体的に、こういう字句や、こういう項目についての解説をここで織り込んでほしいという形で、ご意見いただけると助かります。

通常、逐条解説は条文の中に出てくる字句を捕らえながら説明していくパターンだと思います。確かに字句の背景を説明していく形にはなるとは思いますが、その時に、あまり思いを入れると条文の解釈に偏りが生じかねないということがあります。逐条解説という以上はそういう部分があってはならないという制約も一方ではあるものですから、その辺のバランスをとるのに難しい部分もあります。できれば具体的におっしゃっていただけると有り難いです。よろしく願い致します。

伊藤委員長

それでは、最初の目的のところですが、今述べたように、解説のところでは、基本指針等の文章を使いつつ、指針で考えている、これからの先の市民と市との協働によるまちづくりについて、それからあえて今回条例に至った背景や、意味のようなことを是非追加していただ

ければと思います。それから、目的のところでは特に、結果として生まれてくる市民主体の問題、或いは、この条例がもたらす結果である浜松の公益性について触れた方がいいかもしれません。言葉を入れるとすれば、公益の意味について解説したらいいのかなという気はいたします。

そして、鈴木委員が指摘されたように、「市民」、「市」という言葉に関しては目的のところではなく、次の定義のところ、補足的に述べておくのがいいのかなと言う気はします。

最初のページについては、そのくらいの理解にしまして、次の定義の方でご意見どうでしょうか。特に市民協働等については、かなり具体的な例を挙げて説明をされています。この表現でいいのかどうかということもあればお願い致します。

山中副委員長

市民協働のところ、川の例が書いてありますけれども、市民協働とは、以前も委員長がおっしゃっていましたが、行政とは全く違ったやり方で、それで目指すところは一緒ということも1つですよということです。この「川の水をきれいにしたい」という例は、同じ方向に同じやり方でやっていて、これは蛇足ではないかと思いました。

特に私は川の水というと、反応することをやっている側になりますので、これでは一括りになってしまうような気がしますでしょうか。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

例えば、行政とは全く違うやり方をしても、協働であるという例があれば教えていただきたいのですが。

山中副委員長

例えば、環境のことを言わせてもらいますと、「ゴミを拾おう・ウェルカムクリーン作戦」に対してゴミを拾わない運動をやっている団体があります。行政はゴミを拾いましょうとっていますが、彼らはゴミを拾うのは止めようと言っています。ゴミを出さない運動だったら参加したいと言っているのです。普通だったら誤解するけれども、彼らはゴミを拾い続けていて、もっとそれより上の事を考えているということです。うちもそうですが、リサイクルよりも、リユースとっています。そういうことで、行政とテンポが違って、違う事を行っているけれども、もう先に行ってしまう団体があります。

行政ではクリーン作戦をやっているわけですよね。リサイクルをやっているけど、よくそういうギャップの違いがあります。ひょっとしたら行政がやっていることよりも市民活動家の方が気付いていて、3歩も4歩も先に行ってしまうという可能性もあるわけで、そういうところのことをうまく言いたいのですが。

伊藤委員長

この例については実際に活動している方が書いてくれると一番いいのではないかという気もしますので、細かい文章は事務局で直してくれると思いますから、山中さんの方で例は非常にわかり易いものを挙げていただきたいと思います。ポイントになってくるのは、行動原理や考え方は違っていても、共通の課題や目標を達成するために様々な観点から取り組んでいるということでありまして、その行動原理の違いの中には、行政の方では思いつかないような違いがたくさんあるはずですので、その例は是非お願いしたいと思っています。

もう少し強化するとしたら、市民協働というのは、やはり非常に多様な価値観を尊重し合う社会をつくっていくということが大前提で、それが受け入れられていますと、人によって、様々やり方が違ってきたり、例えば、リサイクルの問題に関して言うと、リサイクルやっていたら、いつまで経っても企業は公害をつくってしまうので、不買運動でもいいのではないかと思います。そういうようなことを一方で主張する人があってもやはり尊重していくという部分が重要ではないかと思っています。

鈴木委員

例は、やはりいろいろな意味を込めて無いほうがいいなというのが率直な考えです。例が無くても、ここに書かれていることで十分言おうとする事はわかります。私はこういうところに特定な例は挙げないほうがよろしいのではないかという考えです。

鷲巣委員

例がいいかどうかではなくて、皆さんは一般の人にわかり易いものをつくりたいとおっしゃいましたよね。そうするとやはり、例がないとわからないということが出てくるのではないのでしょうか。

石田委員

本当に難しいと思います。例がある方が確かにわかり易いですが、例を出してしまうと、それにとらわれてしまうという反面があります

よね。だから非常に危険というか、怖いところがあると言えます。先ほど山中さんがおっしゃったように、私もここを読んだ時に「これは言いたいことと違う」というのがすぐにわかりました。私達はそれがわかるからいいのですが、全然わからないで読んだ人はこれがすべてというような感じで、自分でシミュレーションしてしまうと怖いと思うので、ある程度、解説の中に、お互いの動きが一緒になくても、向かっている方向が一緒にあればいいという事が書いてあれば、例が無いほうが私はいいと思います。

鷲巣委員

私が申し上げているのは、そういうことではありません。先ほど、ここに出ている例の書き方は良くないけれども、もっと違った形で実際に動いていらっしゃる山中さんが例を挙げてくださると私は理解しました。だから、現場で動いていらっしゃる方の例をここに挙げる事ができたら、よりわかるのではないかというように話が進んでいると理解しておりました。

山中副委員長

先ほど私が言ったように、例えば方向性が、住みやすいまちづくりということに向いていれば、方法は例え違ったとしても協働であるというような感じで、市民活動家というのは目指すところは同じということの一言を入れてくだされば、どんな形にも捉えられると思います。

長澤委員

そもそも「行政が気付かなかった問題点を指摘することによって」とここにも書いてありますが、行政がわからないことは書けないわけですから、例えば今、山中さんがおっしゃったような書き方であればいいと思いますが、行政が具体的な例を書くと、この逐条解説が世に出た時には、そこからまた3歩4歩進んだ事になっているかもしれないわけです。具体的な現段階の例をここに挙げて意味がないのです。やはり、「行動原理や考え方が違っていても」という書き方をもう1歩踏み込んで、「全然違う、相反する考え方があっても」というより具体的な表現を使っていけばわかるのではないかと思います。

伊藤委員長

私自身はどちらかと言うと、例には限界があっても例があったほうがいいのかという気はしています。ただ例を挙げる場合には、作文で書いてしまうと誤解を生むこともありますから、書く以上は実際に

活動されている方達から、例を挙げていくのは1つの手かもしれませんが、ただどうしても適切な例が見当たらないケースも当然あると思いますので、その場合には、例にこだわる必要はないと思います。

取りあえず、いい例ができるかどうか検討してみて、もしその例が納得できないところがあるようでしたら、無い形でも考えていかざるをえないかなという気がします。

山中副委員長

いくらでも例は挙げられますので、皆さん選んでいただけますか。先ほど言ったように、リサイクルは市で進めていますけれど、それより先に行った「物を買わない運動」を進めている市民活動も基本的には、ゴミを減らす省エネだということです。そうすれば、事業者も、ひょっとしたら、いい物をつくってくれるかもしれない。リサイクルできるようなものをつくってくれるかもしれない。最終的にはゴミの問題になりますよ。そういうのがうちの運動です。ペットボトルのストックヤードを浜松市はつくろうとしていますけど、そういうこととは相反していますよね。そういうことを例として、言いたいです。

鈴木委員

要するに限られた枠の中で、すべての問題を解決しようとするので、どうしてもこういう自己完結型という状態に陥るので、それを私は避けたいという意味です。いろいろな例があった方がいいというはわかりますけれども、例が挙がっているというのはすでにそのように考えている人間がたくさんいるということで、それは挙げてもきりがない話で、挙げてしまうとその中で完結してしまうような形になるので、そういう意味も込めて必ずしも例があることがわかり易いとは思えません。

杉山企画部副参事

確認させていただきたいのですが、全体の記載の中でひとつ迷ったのは、現在進行形のような制度や、例示は時間が経てば、古くなるということがあって、解説の中で出していくというのは避けていくという認識でいく方がよろしいのではないのでしょうか。

伊藤委員長

どうでしょうか。解説というのは、条例の文章と違いますから、状況が変わればどんどん新しい例に変わっていけばいいのではないかとという意味では、あまり固定的に考えなくてもいいのかなというのは私

の率直な印象です。

ただ、例示しなければいけないということは絶対ないと思います。ただ市民協働に関していうと、なかなかわかりにくいところがあって、特に「行動原理や考え方は違っていても」という部分が、行政の方も、なかなか理解しにくくて、各市の市民協働は、浜松のものに比べて比較的ずっとおとなしいと言いますか、連帯してというような話に常になっているわけです。この例でいくと、一方で業者と一緒に環境のためのフォーラムを開いたりするだけが協働になっているケースが多くて、そうじゃないケースは全部落としているケースもあるわけです。従って、そうじゃないということをもう少し強く出していくためには、例があった方がいいと思います。これは個人的な意見です。ただ、その辺が十分わかってくれば、例はある段階ではずしてしまえばいいと思ったりするわけです。少なくとも現在は、一番気になったのは、条例をつくる時に、他課との調整の中で、協力と連携という言葉を入れられないかという話が前回ありましたけれども、そういった考えをもっている業者の方も結構いるし、あるいは市民活動団体の中にも、協働というのは所詮行政と一緒にっていくことであると考えて、だから自分は協働は嫌だと思える人も多いのです。浜松市で考えている市民協働はそうではなく、もっと非常に広いです。行動原理や考え方が違っていてもという部分を強調したいという意味で、それを具体的に説明する適切な例があれば是非挙げたいと思っています。

山中副委員長

先ほど私が意見を言ったのは、この例は「同じやり方で同じ事を目指している」と言うことを書いてあるから、「同じやり方ではないけれども、同じ方向を目指している」という書き方をしてくださいと提案しているのです。その例があったほうがいいのか、無いほうがいいのかというのはまだわかりませんが、私達の協働というのはそういうことだと思います。ということをお願いしたいです。

伊藤委員長

それではこうしましょう。取りあえず、山中さんには例を考えてもらいますが、それ以外にも例を入れない文体の場合に、どういう形にすれば、そういう意図が明確に出せるのか、委員の側で両方の案をつくってみて、そして、事務局の方にも当然考えてもらいたいと思っていますが、次回の時につけ合わせをしていきたいと思っています。たぶん、この意味の捉え方自体は、まだ事務局と委員の間に温度差があると思

いますので、事務局に全部お願いしても無理だと思います。

それから、次の市民活動についてはどうでしょうか。私が個人的にわからなかったのは、「次の段階」という言葉です。次は下に書いてあるという意味ではなく、第2ステップという意味で使っていると思います。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

「次の段階」というのは、個人の趣味的な活動から、次のステップとして、社会へ出て、社会との交流の中で貢献性をもってやっていくという状況になることを言っているだけで、この言葉で、誤解を受けるようであれば、「社会貢献性を持つ活動として、発展した場合は」で意味は通じると思いますので削除します。

伊藤委員長

一応、社会貢献性を持つ事自体が次元として、決して高いわけではないと思います。ただ、この市民協働の推進という観点からはそちらの方を考えていきたいということだけであって、個人の生き方としては自分の趣味に撤した方が、次元が高いというケースがいくらでもあると思います。この辺は、次のステップというどうしても誤解を受けますから、外した方がいいのではと思います。

次の宗教と政治の問題に対する注釈ですが、これは特定非営利活動促進法の時も常に揉めた言葉ですが、確かに日本の社会における宗教と政治のあり方から見た場合には外した方がいいというのは、皆一致するのですが、本来、宗教とか政治というものは、日本で捉えられているようなものではないという考え方も一方ではあって、解説すると難しい点が常にあるところです。

山中副委員長

これは2～3行にならないでしょうか。

伊藤委員長

ここはもし入れるとしたら、他市の解説と同じような感じで無難に書いておいた方がいいのかなという気がします。特に政治問題に関しては非常に微妙ですし、宗教にしても、正直いうと、社会貢献活動団体の中に宗教的ミッションを持ったという団体が非常にたくさんあって、その人達の気持ちを傷つけるような気がしてならないです。

一言触れておきましょうか。ここに関して通常、こういったものを外した理由というのは、別に宗教団体や政治団体で社会貢献性のある

ものを対象から外したわけでは決してありません。ただ、それを目的として、宗教普及、そして政治上の活動をする為だけに偏った活動に関しては外しています。このような解説をしているものが一番多いです。どうしてもどこまでが教義上の普及なのか、どこまでが社会貢献活動なのかという線引きが難しいところがあります。それでつい揉めてしまうところがありますので、とにかく目的としてそれだけに絞られている問題についてだけは、外しているような形なのです。「これは特定非営利活動促進法の考え方に沿ったものです。」というくらいのケースが結構多いと思います。自治会についてはどうですか。

山中副委員長

事務局にお尋ねします。自治会は違うと反対のことを言ったような気がします。どうですか。例としてこういう言い方をすると、自治会を賛美しているような感じで、ちょっとびっくりしたのですが。

長澤委員

私もすごくびっくりしたのですが、何故ここで、「なお、自治会・・・」というように入れたのか伺いたいと思いました。

山中副委員長

また、先ほどの協働についての行政側と市民活動家のギャップですが、自治会が居るために迷惑をしているところがすごくあります。ですから自治会を賛美することだけは止めて欲しいと思います。浜松市は特に自治会が進んでいるものですから、行政側としてはやり易いかもしれませんが、反対に市民活動は自治会があるためにやり難い部分があります。あえて特別な固有名詞だけは止めてほしいと思います。

渡瀬市民協働グループ長

一般的に市民活動といった場合には、地縁組織とは別という考えで書かれているというものもあると思います。浜松市の場合には指針をつくる時にも、そういう狭いことではなくて、広く捉えて行きましょうという観点でした。一般的にみますと、市民活動団体という、どちらかというテーマ別の団体を主に見ているのではないかと思います。それを払拭するために「なお、自治会・・・」というようなスタイルで書いたわけですね。指針上で、浜松においての特色という部分にも書いてありますし、それを捕らえて入れたというだけです。

山中副委員長

それでしたら，自治会だけでなくPTAなども入れて欲しいと思います。そうすれば，少し納得できます。

伊藤委員長

表現的な訂正として，「なお，自治会や老人会，子供会，PTA等（2つくらい例を挙げて，）については・・・」という感じです。ニュアンスとしては，そのくらいの感じがガイドラインの時もあったと思います。ただ，排除するものでは決してなくて，自治会，町内会，PTA等も非常に有力な市民活動団体の母体になっていくだろうと思っていますが，ただ，新たに登場してきている市民活動団体と自治会の間には，溝があることも事実です。それをあたかも全く無いように書いているのは，事実認識として違った意味での誤解をつくってしまうのではという気もしています。書き方は難しいのですが，結論として立派なメンバーの1つであるとはっきり言っていきたいと思います。

山中副委員長

市民活動団体としての意見ですが，自治会は自治会長さんがやってくださっているというのも，ものすごくよくわかります。けれども，この条例に関しての一番最初のきっかけとは違うということを言いたいです。

でも，子供のためにやりたいとか，ミッションがあれば市民活動と一緒にですね。そのことを言っているだけであって，違うとは言っていないですが。

長澤委員

自発的な活動でないということが，市民活動団体とっていいのかなというところが一番大きいのではないかと思います。敢えてここは書かなくてもいいのではないかと思います。

鈴木委員

確かにここに挙げられた，自治会でやっている活動は市民活動の1つではありますが，「自治会が市民活動団体の一つであるといえます。」と言い切ったところに問題があると思います。基本指針の時に自治会の活動も市民活動と認めたいというのがありましたが，市民活動団体はどういうものかということではなかったですね。私も自治会について，市民活動であることについての認識はいいと思います。団体の1つだということがひっかかりますが，しかし，自治会のや

っているものは、全く自発的なものですね。

伊藤委員長

たぶん自治会もそうですし、かつての労働組合もそうですけれど、基本的に理念としては自発的です。実際にはそうではなくなってしまった社会の仕組みの中に問題があったわけです。原点に戻りますけど、NPOの問題を議論する時に常に問題になってくるのは、かつての財団法人、社団法人とNPOの違いであり、元々はすべてNPOと同じ精神でミッションを持ってスタートしたものが長年の間に補助金等に縛られていく中で慣例化してしまって、なんとなくミッションではなくて一定の仕組みがあるから続いているというよう形になったり、或いは行政の1つのシステムに組み込まれてしまったりという歴史があって、それを変えなければいけないというのが1つの柱にずっとあるわけです。NPOが大事ではなくて、今の制度が問題だ、というのが、非常に大きな議論のポイントであって、その為にこの検討委員会でも、補助金の問題や、委託の話になってくると、市民協働の話からすぐ脱線して、そっちの方に議論がどんどんいくのは、市民協働やNPOというのは、そういった今までの古い制度の批判として生まれてきているという側面が、常に付きまわっているからだと思います。そういう意味では、表現として自治会との問題に触れるとどうしてもそこが出て来ますので、一番楽なのは書かない事ですが、書くとなるとここはかなり慎重にやらなければいけないと思います。

山中副委員長

子供会とかを例を挙げたらいいと思います。自治会とか子供会とか老人会というのは、市民活動のところに入れたらどうでしょうか。

杉山企画部副参事

基本指針の 様々な市民活動という括りの中で、コミュニティ活動、ボランティア活動、NPO活動というように捉えているわけです。自治会はコミュニティ活動の中の1つの団体で、確かに公益性より共益性が強い団体ではないかと思いますが、一面では市民活動団体としての面もあり、ここに例示した訳です。市民活動団体の説明の中で自治会の例示を出すか出さないかについては、それで一つの方法ですが、団体を否定するということについては、いかがなものかと考えますが。

鷲巣委員

私も否定するのはいかがなものかだと思います。小杉委員が、自治会が

これまでいかに市民と共同で、協力の協ではなく、共の方ですけれど、いろいろな活動をしてきたかということを書いていらしたと思います。

今、皆さんは新しい感覚の市民活動団体を思い浮かべているかもしれませんが、今までずっと伝わってきたものが悪いと切ってしまうのはいかななものかと思います。もしこの自治会の組織が、委員長がおっしゃったようにいろいろなマイナスの面を持っているとしたら、ここに書くことによって新しく洗練された共同体として行動せざるを得なくなるという一面はないのでしょうか。

山中副委員長

私は、小杉委員がいらっしゃった時も同じ事を言ったつもりでいます。どうして協働の条例をつくるかということで、自治会にもそこまで上がってきて欲しいと言いたかただけです。ある意味自治会は固有名詞になってしまうので、どうかなと思っているだけです。

伊藤委員長

もう少し整理しておきたいと思います。この問題は言葉尻の問題ではなくて、実は9条、10条あたりの委託関係や、基金の方に自治会が対象になるかどうかという問題に関わってくるわけです。従って、感情とは別に明確にしておく必要があると思います。参入機会に関して言うと2つ意見がありました。1つは自治会等がそこに入ってくるというのはおかしいという意見がありました。他方で、より厳しい参入条件をつくることによって、自治会のあり方に対しても改善をもたらすことができるのではないかという意見もあったわけです。これについては、どちらが中心かとあまり突き詰めて議論はしていませんが、どちらの議論もなされたのは事実ですので、これは後段の議論とのつながりの中で、どういうふうに見られるかということ念頭においてお願いしたいと思います。

鈴木委員

私も、ここに自治会がはいっているのは、後の問題に大きく関わってくると思います。ここで言い切ってしまうと、その辺もきちっとフォローする覚悟があるのか、できるのか。ですから、鷲巣さんがおっしゃるように、もしここで新しい方向を目指すようにもちかけるのであれば、それはそれで斬新な方向に進めるとは思いますが。

長澤委員

後になって考えて、自治会が入っているのは網をかけたのかなと思

いました。委託のところでちゃんと登録してもらって、今までの随意契約をもう一度考えて、ある意味行革というか、タイトな行政を目指しているのかなと思いました。そこまで考えているならいいと思います。ただ、本当にできるでしょうか。

伊藤委員長

11条の基金に関して、当面NPO法人となっていますので、自治会は入りませんが、敢えてこの委員会ではNPO支援基金にしないで、市民協働推進基金にした。従って、例えば国税庁からの歯止めが外れたら、市民活動団体全体に広げる可能性もあるわけです。従って、当面の間は、10条の参入機会の対象として自治会、或いはPTAといった団体を想定するのか、しないのかというのは結構大きなポイントになってくると思います。この辺、今、事務局ではどのように考えているかご意見をお願いしたいと思います。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

市民活動団体として、登録をしていただくことを考えております。

伊藤委員長

個人的な意見を言いますと、自治会を含めて、厳しい網掛けをした方がいいという立場なので、できれば市民活動団体に自治会もPTAも全部入れておいた方が、これから先良くなるだろうという考えです。

山中副委員長

職員の意識改革にも期待していいですね。

長澤委員

果たして自治会の方がわかってくれるかどうかという事の方が、かなり大変な問題なのかなと思います。

小杉委員がたくさんお話をしてくださったのを聞いていると、やはり、「自分達は違う」というのが自治会を代表する方のスタンスだったと思います。だから、あちらはノーということになるのかもしれませんがよね。その辺も意見を聞くなりしなければいけないと思いますがどうでしょうか。

鷲巣委員

皆さんの話を聞いていると、「自治会は悪」のように捉えているようですが、現実を知らないと思います。私は自治会とは、15年以上前に今住んでいるところに越しました時に、関わらせていただいたので

すが、新しい町なのでそんなに古くないです。若い人達の意見もどんどん吸収されています。もしかして皆さんの頭の中では、1つのステレオタイプの自治会イコール古臭いというだけで進んでいるような気がしますので、もう少し柔軟になっていただきたいと思いますし、退職した方達の活躍の場だとも思えば、入れてあげて欲しいです。

山中副委員長

例としていうと、私は環境をやっています。自治会というのはゴミのことで、凄い温度差があります。いろいろな団体がいます。ゴミの問題というのは、一市民に戻ってやらなければいけないということがあります。そのことで、一市民として自治会を構成していらっしゃるかどうかという問題がもの凄くあるものですから、そういうことで私は言わせてもらったのです。

鷲巣委員

それは個人の問題だと思います。

山中副委員長

協働のことをやっているものですからお金の動きもあるのです。

鷲巣委員

それは、情報公開とかいろいろあると思います。

伊藤委員長

基本的に山中委員の主張に関して言えば、行動原理や価値観が違って同じ市民協働であるという意味においては、別に否定する動機にはならないと思います。

ただ、ニュアンスがちょっと違うと思うのは、小杉委員が言っているのは、市民活動団体として認めて欲しいのではなくて、市民活動団体に入りたくないという方が強かったと思います。だからこそ、入れるべきだという意味では賛成ですが。たぶん、自治会というのは、流行の市民活動団体と同格に扱われたくないという意識の方が強いでしょうし、逆にいうと、今までの既存の関係というものが、ここに来て、下手すると壊れてしまうのではないかという恐さも持っています。そういう部分に関しては、すぐにここに入れて、がんじがらめにしていく事は不可能でしょうけれども、これから先、広い意味で市民活動団体として、同じルールを適用していく為の第一歩として含めていくべきだろうと思います。その為に、旧来の人たちも含めて、同じ市民協

働の枠内に捉えて、一つのルールというものを太くつくっていくということに焦点を置くようにすべきではないかと考えます。

長澤委員

私は先ほど、自治会は市民活動であり、行政であると言いましたが、行動原理や考え方だけでなく、実際、現実的にももの凄く市民活動団体と違って力を持っているわけです。だから、例えば市民活動団体の代表がこうして欲しいということを担当の課に言っても聞いてくれないけれども、自治会長がくれば、イエスとなります。これが現実だと思います。やはり自治会というのはこれだけ力があるというのは皆さんご存知だと思います。

だから、先ほど先生もおっしゃったように自分達は市民活動団体とは違うという意識ももちろんあると思います。その意味で網掛けをするというのは、ただ、何回も言いますけれども、それをわかっていたかかないと書いてあるだけになってしまいます。

伊藤委員長

そういう意味で、ここの書き方は若干強いので、自治会など他に2つくらい例を挙げたりして、いろいろ書くことと、それから、後の11条のところで、当然これから市民活動団体として、自治会等もこういう形で参入機会が保証されるようになってきます、というように書かれていけばいいのではないかと思います。そう簡単に今までの慣例が一つの条例で変わることはありえないと思っています。ただ、基本的には、浜松市として条例の中で、そういう方向を打ち出したということは、これから先、数年間のうちには変わっていく第一歩にはなるだろうなという意味で大きいのではないかと思います。どうでしょうか。この表現については自治会の方があまり反発をしてしまうのもまずいと思いますので、考えたいと思います。

定義のところでもし関連のことがあれば、後で触れていただくとして、基本理念に入っていきたいと思います。

渡瀬市民協働グループ長

基本理念について説明

伊藤委員長

ここはどうでしょうか。直感的に感じたことを触れていきます。例えば、最後の「参加及び参画が図られる」という表現ですが、本文の方で、参加と参画をきちんと分けて入れたいという形の言葉です。この

参加と参画についてはどこが違うのかということについて、一般的にはまだわかりにくいところが結構あります。そういう意味では、参加と参画の意味の違いが解説されていないと、何故こういう言い方をしたかのような事がなかなか伝わっていかないと思います。

鈴木委員

「市が市民活動団体に対して、下請け的な意識を持たないこと」という文章ですが、これはどういう場合とか、やはり条件が入らないと理解できないと思います。いつも市民活動団体に対して下請けという意識を持つわけではないのです。折角「例えば」という例が挙がっていますので、それを入れたらいいかがかと思います。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

基本的な考え方として、市民活動団体が独立した団体であるという認識を持たなければいけないということから、このような言い方をしたわけですが、「委託事業等を実施する際において」、というような言葉などを入れたほうがわかり易ければそのようにいたします。

伊藤委員長

個人的な意見ですが、こういう言葉を使うことがいいかどうかは別として、率直にいうと、行政の人は市民活動団体に対して、下請け意識というよりはうるさ方というか、そういう意識のほうが強いのではないかと思います。確かに古い意味での市民活動団体はいろいろ要求してきて、あれやれ、これやれと言ってくる団体の方が多かったことも事実です。今、やっている市民活動団体も所詮何かが欲しいんだろと見ている方が強いのではないかというのが実態だと思います。まだ、下請け的意識というのはいいい方で、それはまだ、相手をきちんと実体として見ているのであって、それ以下の印象の方がはるかに多いのではないかというのが正直な印象です。その辺まできちんと書かないと行政の方に響かないのではないかという気はします。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

この下請け的というのはあまり適切ではないでしょうか。要するに上下関係はないよということをいいたいだけです。

山中副委員長

今まで門前払いをされていた、市民活動の意見を聞く姿勢が第一であって、それを参加及び参画が図られるというようにしたくて条例に

期待をしているのです。意見は吸い上げてくれるという説明の方が市民活動家としたら嬉しいなと思います。

長澤委員

「市民協働を進める前提として、相互の参加及び参画が得られることが大切です。その為に、情報の公開や共有があります。」これは解説としては逆ではないでしょうか。

今、山中さんがおっしゃったように、進める前提として大事なものは、参加や参画が図られることであって、その為の情報共有であるというのが正しい解説ではないでしょうか。

伊藤委員長

一見微妙なようですが、割と重要なところだと思います。もう一度繰り返しますと、対等なパートナーというのは、単なる上下関係だけではなく、お互いに相手のいうことに耳を貸していくということだと思います。もちろん市民活動団体の方も行政の言うことに対して、行政は敵だという形で耳をふさいでいないようにします。企業に消費者団体がいろいろうるさいことを言うけど、「対応していたらうるさいからほっとけよ。」という意識があって、最近、企業は不祥事を起こすわけです。

まず、下請けとか上下関係は関係ができるだけでも、人格を認めているわけで、それ以前のところでの対等性が保証されなかったことが、たぶん今回、委員の方が10、11条よりは9条にこだわった理由だと思います。やはり9条にこだわっていくというのは、対等性ということはお金のやりとりではなくて、きちんと自分達の声を尊重して欲しい、或いは存在を尊重して欲しいということではないかと思います。

そこが基本理念できちんと解決されてないと、後の方の話が弱まってくるのかなと感じるところです。

そういう意味で対等なパートナーということはどういうことか。認め合っていくということは、具体的に挙げていくと、1つはきちんと同じ協働のパートナーとして、その意見や活動というものについて理解をし、或いはその声に対して耳を傾けていくことです。次に一緒にやっていく時には、上下の関係等を持つのではなくて、対等にいくこととか、そういうレベルの違う問題は両方入れておかないとまずいのかなというのは感じます。

参画と情報に関しては、どちらが先ということはないかもしれませんが、つまり同レベルであって、情報公開が結果として参画につながる

っていくということだけではなくて、参加、参画することが情報の公開ということもあったり、お互いにそれは相互関係にあたりということをもう少し出せた方がいいのかなと思います。ここだけ読みますと、参加・参画を促すために情報公開と言う形になってしまってやや一方的な動きしか見えてこない感じがしました。その辺を注意した書き方に変えたほうが良いと思います。

長澤委員

具体的な書き方がここには一番足りないと思います。今、下請け的なという話がずっと出てきていますが、市民活動という場を全く知らない人が、下請け的な意識をといわれても何のことも全然わからないと思います。そういう場面を聞いたことがある人は想像できますが、そういうことの全く経験のない、市民活動さえ良くわからない人が読むと、「下請け的な意識」というのは、うまい表現なのかもしれませんが、全然伝わりません。だからやはり、言葉が足りないと思います。

伊藤委員長

最初の方の問題からいきますと、市民活動団体からの要請というものを、すぐに要望、苦情とだけ理解をする傾向が強いようですが、そのように見るだけでなく、そこにある主張だとか、意見というものが、これから先、まちづくりにどういう意味を持ってくるかときちんと耳を貸す、或いは理解をすることがまず重要だと思います。

それから、その主張を取り入れて、事業を行っていく場合においては、当然パートナーとして対等な関係でいくというような形です。「例えば」にしてしまうと、意味が狭くなってしまうという欠陥があるので、実際に読んでみると抜けている部分が一杯出てくるという問題はあるのですが。言葉で言うとそういうことになってきます。

個人の経験でいいますと、文化関係の市民活動団体が例えば、提案を持って行くと文化というと趣味的団体だと思われていますので、「どうせ趣味的な団体が何かやるに当たって金が欲しいと言って来たのだろう。」という見方をされるわけです。事実、多くの文化団体もそれに慣れてしまって、殆どそういう気持ちで行っているのも事実なので、一概にそれを否定するわけにも行かないですが、本来文化というものも、まちづくりという意味において非常大きな役割を担っているならば、そのような固定的な関係というのは、協働のまちづくりにはならないだろうと思います。下請けというよりも、むしろ、そちらの方がはるかに大きな問題になるケースの方が強いわけです。福祉など

は比較的、下請けになってしまうというのが実態としてあります。最初に担当者が声を聞いた瞬間に感じている部分が問題だと思います。

山中副委員長

意見が一度に「下請け」と飛んでしまうのがいけないのであって、例えば後から出てきますけれど、窓口に行って提案をいろいろ言いますよね。それを汲み上げるというのが第一で、その時に「これはいいじゃないか。」と言ったら、今度は「下請け」という言葉が浮上してくると思います。新しい事にも目を向けていくということが新しいまちづくりであり、ニーズにあったまちづくりだと思うものですから、参加・参画でまず聞き入れるということが第一、その次にコラボレートするというということで、委託事業等を一緒にやるということがあると思います。取りあえずは窓口で意見を吸い上げるということが、協働にあってはもの凄く大切なことだと思います。その事について望めるようなことが書いてあればいいと思います。

鈴木委員

文章について、全体にここの部分は検討し直した方がいいなというのはこれをさっと読んだ時の考えです。文章の問題を言わせていただきますと、2番目の、「市民協働は、四者が自発的に行うものです。」というところで、少しこの文章は難解ですので、もう少し意図するところを伺いたいし、このままですと、私は不適切な表現ではないかと思えます。

伊藤委員長

「四者が自立性を持って行うものです」と言いたいですよ。

鈴木委員

ぱっとしか読んでいないので、文章としてのことしか今申し上げられなくて、たいへん責任を感じます。ただ、文章を読んだ時に、「四者が自発的にやってしまったら、協働ってどうなるのかな」という気がしました。

伊藤委員長

時間の関係がありますので、基本理念については検討会議の中でも、割と熱心に取り組まれたのは鈴木さんと長澤さんだったので、鈴木さんと長澤さんで、20日までにここを添削することはできませんか。

たぶん、書き方として条文どおり、1・2・3・と書く前にそれらをつなぐ原理のようなものを触れておかないと、言葉の意味が見えてこないところがあるような気がしています。まずベースのようなものを書いた上で、それから3つの方向が出てきているのではないかと思います。是非その辺どうでしょうか。

長澤委員

要するに趣旨というところが、これしか書いてないのがそもそも難しいというか、おかしいのではないかとということですよね。

伊藤委員長

そうです。趣旨をもう少し書いた方がいいのかもしれませんが。ここは大変なので、お2人だけでなく、他に時間のある方もそれぞれ手を入れていただきたいと思います。

鈴木委員

私は国語的な観点でしか物を言っていないです。中味は今のところ考える余裕はありません。この辺は、皆さんで考えに考えを重ねた上で書かれているので、精神は十分に汲み取って書いていただいていると思います。ただ、それが適切な国語になっていないところが気になるということで申し上げますので、そういうことでしたら、私の国語的観点で考えさせていただきます。

伊藤委員長

次回に先送りするようで申し訳ないですが、基本理念についてはそういう形でいって、次に4、5、6条は固めてざっと行きたいと思います。これはポイントだけでも構わないのでお願いします。

渡瀬市民協働グループ長

市民、市民活動団体、事業者の役割について説明

伊藤委員長

市民、市民活動団体、事業者についてはどうでしょうか。あまり細かいところをやっていると、きりが無いと思いますが、ざっと見た感じで、ここは抜けている、あるいは、この辺書きすぎだということがあればお願いします。

石田委員

「市民協働の第一歩としては…」というところを、「市民活動の第

一步としては・・・」というように読み間違えられたような気がしました。それともう一つ、どこかありましたよね。市民協働というところを市民活動と読み間違えられたところですよ。それは置き換えたほうがいいなと思って聞いていました。間違えられたもののほうが、正しいのではと思いました。

伊藤委員長

2番目の市民活動団体のところは、全体的に見て書かれていること自体は間違いではないと思いますが、少し難しいかなと言う感じはします。読んで、ピンとくる人はどれだけいるのかなと思います。ここで書いていることは私が結構主張していることなので、中味については全く問題ないですが、比較的わかり難いのです。

山中副委員長

市民活動団体の役割のところですけど、条例には「自己の責任の下に」ということが入っています。それが、解説の中に入っていないような気がします。

もう一ついいですか。事業者のところでは、具体的な方法としては、資金援助としての寄附、人材や活動場所の提供「等」とありますが、どうでしょうか。

伊藤委員長

事業者の方は、この例示は嫌がるかもしれませんが、今現在、現実として寄附ではなくて広告等の違う費用で出しているケースが多いわけですよ。事業者の方ももっとマーケティング活動に利用していて、そういう側面まで含めていくと、寄附と物品提供、人材ボランティアというものは、若干きれいごと過ぎるなという感じもしないでもないです。書かなくていいのではという気もします。

市民と事業者については、多少そういったところもありますけれども、市民活動団体の役割のところについては、私のほうも手を入れてみたいと思います。基本的に責任の問題等だけを強く出してしまうと非常に負担がいくという感じがあります。しかし、それは実は市民活動団体のマネジメントで絶対欠かせない、非常に重要なポイントです。市民活動団体はある面、自分たちの思いが中心になって動いていますから、「なんでそんなに社会に対して、説明しなければいけないの？理解してもらわなければいけないの？」、「やっている人間が気持ちよくやっていて、動機が純粹だからいいんじゃないの？」という

思いがすごく強いです。こんなこと言われるとお節介だ、あるいは行政が口を挟んできたというように思う要素があります。

長澤委員

解説というのは、詳しく、こういう場合はこうですというようなことを書くものだと思います。市民の役割のところでは、全然条文と反するかもしれませんが、他の自治体でも、別に協働しない場合もあるとか、別に協働しないからといっていけないわけではないという、要するに参加しない権利のようなものを謳ってあるところもありますよね。そういうものはどうでしょうか。皆さんに伺ってみたいと思いました。

山中副委員長

ここの「市民協働の」というところを変えて、「市民活動の第一歩」としては、自分たちのまちに対して関心を持つことで、そして、小さなことでも、自らができる事を考え、行動していくことが大切です。」これでどうでしょうか。

伊藤委員長

元は責務になっていたのを役割に変えたというのは、これは完全に責任ではなく自由だということがまず前提ということだと思います。私自身も正直言いますと、この辺の話はお節介な感じがしないわけでもないですが、ただ、「参加しないことも自由です」と書いてしまうのもどうかなという気がします。

山中副委員長

私の宿題のところをずっと考えていたのですが、それも一つだと思います。例えば「川を守る」ということでいったら、湖岸工事をするのもひょとしたらいいかもしれないですが、何もしないでやるというのも一つですよ、というようなことではないかなと思います。何もしないこともひょとしたらいいという、そういう考え方の違いはあるけれども、「川をよくしたい」という気持ちは同じです。何もしないようだけれども、一番それがいいと思って、そういうことをやっているのも一つの協働だ、というような書き方もすごくいいかなと思いました。

長澤委員

「協働は参加しなくてもいい」ではなくて、「別に罰せられるわけではない」そういうことがいるのかなと思いました。

鷲巢委員

これは市民協働推進条例ですから、おかしいのではないのでしょうか。先ほど、何もしないのもとおっしゃいましたけれども、何もしないというのを選択しなければダメだと思います。考えた上、私はしないというその結果が、「水がきれいになることになる」というようにそこまでならないといけません。何もしない、考えないと放っておいて、たまたま、それがというのは違いますよね。

それから、今の解説のところですが、「市民活動の第一歩としては、自分たちのまちに対して関心を持つことで、そして、小さなことでも、自らができる事を考え、行動していくことが大切です。」というのは無くてもいいのではないのでしょうか。

石田委員

ここは指針の時にも、まず第一歩は一人ひとりの意識が大事だ、という話をかなりしたような気がします。そういう意味でしつこいし、教科書みたいと言われるかもしれませんが、やはり、私はここは入れておいて欲しいと個人的に思います。

本当に出発点でこういう意識を持つからこそ、それが市民活動に発展していき、社会に対して自分の思いを満たしていく活動として、いい社会を実現するためのこれが第一歩だということを強調するためにも、私は是非入れてほしいと思っています。

長澤委員

参加することは市民の役割でもあり、権利でもありますよという書き方は解説のところで書けないのでしょうか。

伊藤委員長

解説ですから、権利という言葉が入ってきても、たぶん問題ないと思いますので、その方が期待される人間像だけでは無いという感じもできるかもしれませんね。鷲巢さんがおっしゃるように、カットしてしまう手もありますけれども、後者より前者の方が、一般市民にとってはわかり易い面もありますので、長いかもしれませんが、一応文章を残して、まとめておくという感じかもしれませんね。4条に関してはそういう感じにしまして、5条は私のほうで考えてみます。6条については最後の具体的なところは、あえて書かなくてもいいのではという意見が強いですが、どうでしょうか。

それから、第4条の「市民協働」というのは「市民活動の第一歩」にするということですね。

7条お願いします。

渡瀬市民協働グループ長
市の責務の説明

長澤委員

3の対等なパートナーとして認識するという事は、役割分担の中で行うものという考え方の下に立っていることなのではないでしょうか。ここで読むとそのように受け取れますが、だから意識改革を行うとなると、読んでみておかしいなと思いました。

意識改革はすごく大切ですが、その解説が、公共的サービスの提供はすべて行政が行うものという意識から、それぞれの役割分担の中で行うものという考え方に変える為の「意識改革」というのは、違うのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

伊藤委員長

私がこれを読んだ時の印象は、それも1つ重要なことであり、否定はしませんが、意識改革で言われているのはそれだけでなく、もっとたくさんあるのではないかという気がします。

協働ということにこだわりすぎていますが、協働を進める中での市民活動、市民参画あるいは情報公開など、様々な要素の全部分が少し薄まっているなという印象があります。

役割分担して、行政だけではできなくなってきたことを市民も事業者も参加して一緒にやってみようというのは、確かに市民協働の中核であることは否定しませんが、そこだけに思いがつかっている表現がやや強いように感じます。

鈴木委員

関連しまして、7条の2のところですが、「必要な情報を積極的に提供し、」という言葉に変わったのですよね。それまでここは「公開し」となっていたと思います。「提供し」となった途端に、私も今、委員長がおっしゃったような思いが非常に1つの言葉でワンサイド的になっているなという印象を持ちました。たった1つの言葉ですが、そういう印象を受けたということだけは申し上げたいと思います。

伊藤委員長

2の「公開」に関して「提供」というのは、私が一度説明を聞いた覚えがあるのですが、ただ、その時も本当は公開の方がいいのだけれ

ども、情報公開法の関係があるということです。商品を持ち寄って自由に交換できるのが、公開法だと思います。それに対して、あくまで大企業だけが商品を並べて、生活者たちがお客さんとして、スーパーに買いに行くというものは違います。フリーマーケットではないですけれども、誰もが自分の商品を持ってきて、お互いに交換しあっていく市場というのが、フォーラムのイメージだと思います。

そういう意味ではこれから先、協働のまちづくりの大前提になるビジョンがもう少しきちんと共有されていないと出てくるイメージが変わるのかなという気がしています。やはり、協働のまちづくりの一番大きなイメージは、もちろん、行政が最も大きな主体であることは事実ですが、しかし、皆が誰でもが、例えば貧しい人間であっても売る権利は持っているというような市場をつくっていくことです。そこに登録されている大企業だけが売る権利を持っていて、一般市民はお客さんで買う権利しかない、せいぜい文句をいう、その商品が悪いという苦情を言う権利はあっても、それ以上の権利はないのだという形のまちづくりではないという気がしているわけです。これも例として挙げてしまうと、また誤解を招くかもしれませんが、私のイメージしているのは、そういうものが公開であり、協働のイメージです。従来のように、商品の提供者が一方的で、消費者は一言も言えなかったのを、苦情を言えるようにしたというのは前進ではあるけれども、全然協働でもなければ、公開でもないという気はします。そういうことを例としてあげるのはいいかどうかはわかりませんが、そういうニュアンスが落ちてきているのは感じます。

長澤委員

具体的な書き方は難しいかもしれませんが、「様々な働きかけに対して、適切に対処するということ」とは、どういうことかを書かなければ、解説にはならないと思います。「広く市民の意見を求めたり…」というのは、どういうことなのかということを書かなければ、条文と同じことが書いてあるだけで解説にはならないと思います。

特にここは自分達がどうするかということにかかってくることで、すから、よく考えて書いていただいた方がいいと思います。

伊藤委員長

問題点だけ、もう一度出しておきたいと思います。1の方で、その中の1つとして8条の第1項第1号と第3号がくるわけですね。第1号が機会づくり、具体的にはまちづくりセンターのようなものです。

第3号の方も場所づくりになってくるわけですが、どうしても環境整備というと、場所の整備というイメージが行政の固定観念としてあるのかなとやや感じます。何故第2号は環境整備ではないのかというような感じもするのですが、環境の整備というのは行政用語として部署、センターや窓口をつくるとか、具体的な物を指すというように定義されているわけですか。

渡瀬市民協働グループ長

8条第1項第3号のところですね。環境の整備という言葉について、特に場所だという意識はありませんけれど。結局、第8条第3号が指針の中で出てきた基本施策の環境整備ですよというのがここに表現されています。第7条の中で3項に分かれていまして、結局1項という部分が全体的に、2、3項の部分もある意味含んでいるというか、市民活動を推進するためのすべてに関わってきます。1項は、そういう施策をやっていくというところで、2項はその中でも、参画するという部分を意識した時にどう対処するかということを確認しているものです。

伊藤委員長

つまり、この1は、市はこういうことをやりますということですよ。2は、市民に対して開きますということですよ。3に対しては、意識改革をするということですよ。だから、正直いうと1が8条の項目のどれとどれに対応するというようなことはあまり関係ないのではないかなという気はします。線で結んだ場合、点線の関係ではあるかもしれませんが、1、2、3というのはそれぞれレベルの違いを指しているだけであって、それを具体的に表現するとこのようになっていくわけですが、必ずしも8条の1、2、3、4がそれぞれ対応するという関係ではないと思うので、これは余分かなという感じもしたのです。あるいは、私が述べたように環境というのは、どうしても場所や施設のようなものだけに見られてしまうということも起こってしまうのかなと気はしたのです。書かないと、どんどん短くなっていったら、具体性がなくなるということはわかりますが。

長澤委員

全般的にそうですが、「こういう意見がありました。こういう意見もできました。」という書き方はこの解説では全くしてないですよ。そういうことは書けないのですか。

伊藤委員長

逐条解説でそれをやってしまうと、後で運用していくに当たって、条例を曖昧なものにしてしまうということが起こってきますよね。この検討会議の報告書として別途、そういうものをつくるのであればあり得るのかもしれませんが。

伊藤委員長

7条の方も、委員内で少し有志を募って、一部書き換えの努力をした方がいいのではないかと思います。特に2の項目と、それから3の項目に関して、ニュアンスが狭くなっているところがあるので、いかにこれを広げるかという形で私もここは考えてみようと思いますが、どなたかここにご関心のある方はお願いしたいと思います。

あと今日の議題の中で、次回と関連しますので、2つの要綱のポイントについて簡単に報告だけしておこうと思います。

最後に、次回の進め方ですが、たぶんこの逐条解釈も含めて自分のニュアンスと違うなというようなものが結構あったりします。従って、報告書の最後に、基本指針と同じように各委員が短い範囲で、自分が一番大事だと思った条項を取り上げて、こういった思いを自分としては込めたんだ、或いはこういう使い方をされて欲しいというようなことについて、書くような形を是非してみたいと思います。

人によっては2つの項目で書くのも構いませんが、一応、最低どこか自分が一番大事だと思う条項を軸に、個人の意見、感想等を書いてもらう欄をつくりたいと思っております。

渡瀬市民協働グループ長

それでは2つございますが、まず1つが、基金の関連で団体の助成についてのものです。これは昨年末、お示ししたと思いますが、基本的にはあの時に意見をいただいて、調整した内容と変わっていないと思います。要はNPO法人に今回は限りますというところが確定しているところと、事前に登録をしてもらって、寄附がでてきた後、審査委員会のもとで決定していくわけですが、今後、審査についてもっと詰めていく部分があるかなというところと、最終ページで、見え消しのような部分もありますけれど、これが杉並区の審査基準になります。

以前、委員長にご相談させていただいた時に、項目がたくさんあり過ぎて、これらにそって審査できるのかなということでしたので、項目を少し削っていくようなことはどうかということです。こういうケ

ースはこうしたらいいといったように、実際の運用については4月以降動いていく段階で、その都度委員会で話し合っ決めていくというケースも考えられますが、基本的な流れの部分については、今回お示した要綱でだいたいご了承いただけるかと思っております。審査基準についてはご意見をもう少しいただければと思います。

それから委託の方ですが、委託については要綱としては今回初めてお示したという形になると思います。これも市民意見交換会の時に簡単なレジュメ的なものをつくってお示した資料と基本的には同じ考えでつくられています。ここで要になるのが登録要件で、これは浜松市内で活動していることと、役員の定数が代表を含め3名以上というところと、1年以上の活動実績を有するものです。これもご意見いただいた中で、煮詰めてきた内容になります。あとは、申請関係の書類で何が必要なのかというものをNPO法人と任意団体に分けて、区分けをしてみたということが1つです。後は、登録を実施したり、変更したりする場合にはこうしてくださいという流れになります。

これについてはどういう事業を対象にするかということが基本となるところだと思います。それと今回この登録制度を設けるに当たって、市の契約関係というのは、難しくてなかなか理解しにくい部分があると思います。一般的に委託業務を行うときにお金だけの判断をするのが競争入札と言います。その中にも一般競争入札と指名競争入札があります。

前回にもいろいろとご意見いただいた中で、「提案型についてはいいけれども、一般型についてはどうだろう」というご発言もありましたが、単純にお金だけの勝負ではなく、内容についてもやはり吟味していく必要があるだろうと考えます。基本としては、競争入札は今回は対象としないという考えでいきたいと思っております。

実際逐条解説の中にもでてきますが、例えば、内容についてのコンペをして比べていって、最終的には決まった業者と随意契約を結ぶという形にはなりません。一般的に捉えられている、特命によってこの対応をお願いしますというかたちの随意契約ではなくて、なんらかの、お金意外の部分での競争を行い、特性を生かせるような契約スタイルが望ましいのではないかと考えています。

伊藤委員長

ありがとうございました。1つだけ解説しますと、前回、随意契約ということですいぶん揉めました。随意契約に関して、こちらも気になったところがあって、後で確かめて、確認した事をまとめておきます

が、その中にも特命とそうでないものがあります。随意契約は必ずしも、1社と特定されているわけではなくて、一定の基準の基に、内容を中心にして競争が行われるケースがいくつかあります。前回、随意契約はすべて特命で特定の団体が決まっているようなニュアンスで説明があった為に、随意契約がこんなに多いのはおかしいのではという議論が起こったわけですが、逆に競争入札になってしまいますと、基本的にはすべて金額で判断されてしまいます。従って、前回もありませんでしたが、金額だけの競争で市民活動団体と契約するのはおかしいじゃないかとなってしまいます。一方で、中味できちんと競争できるような内容であるという形が望ましいという言い方をされていました。

ここでは、前回と言い方は変わっていますが、特命ではない随意契約でいくという解説になったわけです。ここは前回の時に若干、誤解が生じていましたので、訂正しておきます。

この要綱については、今日は議論する時間はないと思いますが、次回、これに関わる逐条解説等を含めて、見ていきたいと思います。ポイントしては2つあります。

基金に関しては、1つは審査基準です。私の個人的な意見では、有名無実化してしまうので、もっとスッキリした方がいいのではないかという言い方をしました。この辺の審査基準について、もう少し、整理できないかなというのが1点あります。

それから2番目に寄附者の方が、分野指定で寄附をした場合に、それをどのように配分するのかです。団体指定して入る場合にはその団体が基準に合っていれば問題ないですが、分野指定で額が少ない場合には、積み立てをしたりする形をとると思います。しかし、ずっと積み立てをしておいて配分をしなかったらまずいので、一定の期間がきた時にその分野の団体に配分するわけですが、その時に均等割をするのか、ある一定のテーマを掲げてその分野の団体から応募させる方法をとるのかという問題があります。杉並は後者の応募方式を取っていますが、本来の寄附者の意向を考えれば、その分野の団体に対して、均等が良いか悪いかはわかりませんが、分けるのがいいのではないかという考え方もあると思います。

ただ、実際にNPO法人をチェックしますと、多い団体で12項目、法が改正されますと17項目にすべて名前を挙げている団体もあつたりしますので、その項目に登録しているからといって、その団体自体が本当に本気でやろうとしているのかはわかりません。本気でやろうとしている団体とそうでない団体に均等に分けると言うのも非常に

かした話だということもあって、どうするかという問題があります。

いずれにしても、こうした要綱は4月前に、あらゆることを考えてつくる事は不可能だということにははっきりしておりますので、実際の運用の中で回転させていくという形をとるわけですが、ただ、最初の出発点にあまりにも何も無いのもまずいということで、基本的な考え方だけは提示しておく必要があります、その範囲の中で書いてもらったものです。細かな問題で不備があるのは、後からいくらでも直すという形ですが、出発段階で根本的におかしいというものがあれば、意見を述べていただいて、訂正を事務局にお願いするという形にしたいと思っております。一応、そのような考え方で次回に繰り越させていきたいと思っております。

最後に、報告書のまとめですが、このような形を考えております。条例骨子案自体は10月の段階で市長に渡していますので、今回の報告書の中には条例案は入りません。その条例案の逐条解説自体が検討会議で検討した結果として、メインのものになってくると思います。

「はじめに」のようなものをつけたいと思っておりますが、ここでは、この解説や要綱について委員会で検討したということは書きますが、要綱案は付けません。検討に関わった要綱等については基本的に次年度の推進委員会の方で、常に運用の中での見直しをし、改善をしていくことを強く要請するという事です。取りあえず1回できたものを頑なに守ってやっていくのではなく、時代の状況の変化や実際の運用の中で、新しい経験を積み重ねていくような形で運用してもらいたいということを強く主張したことを記したいと思っております。そして、最後に各委員からのメッセージという形で、特にこの条例の中でここがポイントだというような部分を、400字から長い人で1,000字くらいの範囲で書いていただいたものを付けていきたいと思っております。

構成案についてもご意見がございましたら、次回までに是非出していただければと思っております。

次回の20日で完璧には終わらないと思っておりますが、なるべく次回で一通り検討は済ませたいと思っております。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

スケジュールですが、今度の議会でこの条例案が審議されるわけです。来週の14日に新年度の当初予算の記者発表が予定されています。そこで、新年度の新規事業を含めた全体の説明があります。その時に、まちづくりの指針を示す、浜松市市民協働推進条例についても市長の

方から記者発表があります。併せて、登録の関係や、あるいは基金の助成関係についても市長の方から記者発表されていく予定になっておりますので、承知をしておいていただきたいと思います。

4 閉会

伊藤委員長

それでは、これで第14回浜松市市民協働推進条例検討会議を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。